

東京都教育相談センター事業案内 ～アドバイザースタッフ派遣事業～

東京都教育相談センターでは、登校を渋りがちだったり、集団とうまくかかわれなかったり、さまざまな悩みをもつ子どもへの支援として、専門家及び学生スタッフを学校・家庭などに派遣しています。

専門家スタッフは、教育相談、臨床心理学又は精神医学等について専門とする者で、学校に派遣し、教職員や保護者に対して、子どもの抱える心理的な課題を解決するための助言を行います。

学生スタッフは、大学又は大学院に在籍し、心理学、教育学、医学若しくはこれらに準ずる学科、領域を専攻している者で、不登校気味な子ども、友達とうまくかかわれない子どもなどの話し相手・遊び相手として、学校か家庭で週1回継続的にかかわります。なお、家庭派遣についてはその効果的な活用のために、都または区市教育相談所(室)での保護者の継続面接が必要です。

詳細については、東京都教育相談センター総合受付(03-3493-8008)にお問い合わせください。

事例紹介

<本当は友だちと遊びたい…> ー家庭派遣された学生スタッフに心を開いたAさん

小学4年生のAさんは、3年生の秋から、友達とのトラブルをきっかけに登校を渋りがちになり、4年生になってからは家から全く出られなくなってしまいました。母親は担任に相談し、学生スタッフの家庭派遣を紹介され、センターに申し込みをしました。

センターでは、まず、担当相談員が母親に会い、Aさんの状況を聞きました。担当相談員もAさんが少しでも安心し、元気になって外に出られるようにするためにも学生とのかかわりが有効であると判断しました。そこで、Aさんの遊び相手や話し相手になれそうな学生を選び、母親と学生スタッフの信頼関係をつくるための打ち合わせ会をしました。その後、学生スタッフの週1回、約1時間半の家庭派遣を続けました。

担当相談員は、学生スタッフからの報告を受け、具体的な助言や指導をしていきました。また、母親との面接を通して、Aさんのその後の状況を把握し、母親の思いを受け止めていきました。

Aさんは当初、緊張しており、母親にそばにいて欲しい様子でしたが、次第に、描いている漫画を学

生に見せたり、一緒に描いたり、ゲームを一緒にしたりするようになりました。

学生スタッフが訪問を始めてから2ヶ月経った頃、Aさんは学校の友達について、自分が友達から外されたこと、本当はまだ遊びたいこと、休んでいることが知られるのが嫌なことなどを語り始めました。学生スタッフはこの話にどのように対応すればよいのか不安になり、担当相談員に相談し、その都度助言を受けました。

このような経過の後、Aさんは学生が帰るときには門まで見送るようになり、それを契機に、家から外に出られるようになりました。また、Aさんは友達を迎えに応じ、登校できるようになりました。

学生スタッフの派遣が始まって、約半年後のことでした。



広報
すこやかさん

第**4**号

平成14年7月発行
東京都教育相談センター
東京都目黒区目黒1-1-14
TEL 03(5434)1983
FAX 03(3493)2293
http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp

(今年度から名称を広報「相談センター」から広報「すこやかさん」に改めました。)

子どもたちの心のケアの充実のために

今、日本は景気の低迷が長引き、社会全体が閉塞的な状況にあります。自ら命を絶つ人の増加にもみられるように、先行きの不透明感から将来に不安を持った人が増加しています。

子どもたちを取り巻く状況も、いじめや不登校などが依然として減少しないなど、厳しい状況にあります。

こうした社会状況を反映してか、東京都教育相談センターに寄せられる相談は、児童・生徒数の減少にもかかわらず、ここ数年増加の傾向にあります。このことは、現在の社会に、子どもたちにとって心が安らぐ場が少なくなってきたことの証左と言えます。昔日においては、地域社会等において、子どもたちが不安や悩み等を気軽に相談できる場が存在していましたが、近年では、こうした場が年々少なくなっています。

そのため、都教育相談センターでは、子どもたちの不安や悩み等の相談に適切に対応していくための体制をより一層整備していきます。学校や家庭、区市町村等地域の教育相談機関等との連携を図りながら、相談機能の充実を図るとともに、児童・生徒の教育に直接かかわっている学校における相談機能充実のための支援を強

東京都教育相談センター
次長 福山 敏久



化していきます。

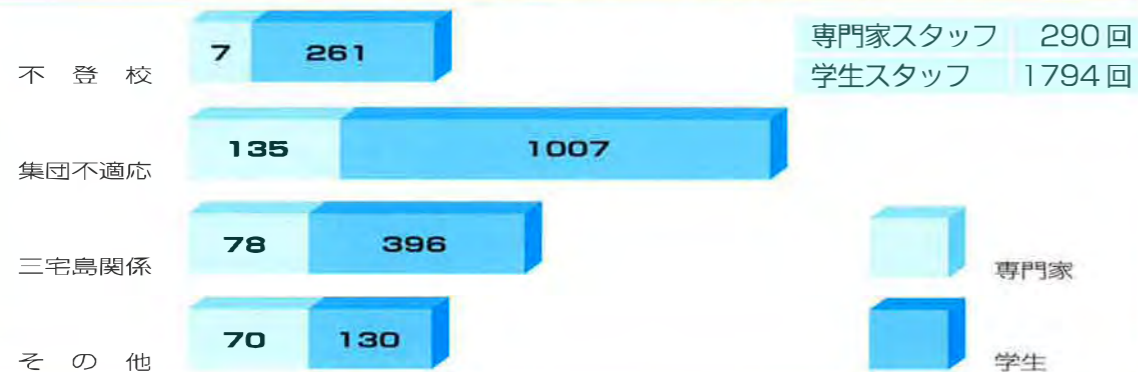
区市町村等関係機関との連携強化のため、各関係機関とのネットワークを構築するとともに、代表者会議や担当者会議などを開催し、適切な情報交換を行っていきます。また、区市町村の教育相談の実態を踏まえた相談への支援を強化していきます。

学校における相談機能の充実のため、学校等からの要請による訪問や研修会等への専門家の派遣を充実させていくとともに、教員の教育相談に関する専門的な能力の育成を図るため、研修への講師派遣を拡充していきます。

さらに、いじめや不登校等の児童・生徒のアドバイス役として実績を上げているアドバイザースタッフの家庭や学校への派遣を充実させていきます。

今後とも、職員一同教育相談の充実に向け日々努力していきますので、皆様方のご支援・ご協力をお願いします。

平成13年度 アドバイザリースタッフ派遣実績



東京都教育相談センター案内

総合受付電話番号 03(3493)8008

- 電話相談／午前9時から午後10時まで(年末年始等を除く)
 - * 高校進級・進路・就学相談は平日午後7時、土日祝日午後5時まで
 - * 上記以外及び休館日等は留守番電話及び電子メールにより対応しています。

メールアドレス <http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>

- 来所相談／午前9時から午後5時まで(平日)

* 電話等でお申し込みください。

* 来所相談は立川相談室(立川市錦町6-3-1)においても応じています。

- 所在地／〒153-8939 東京都目黒区目黒1-1-14



スクールカウンセラーの役割と教育相談所(室)との連携を考える

～平成14年度第1回教育相談機関代表者会議より～

都内公立中学校へのスクールカウンセラーの全校配置が進められる中、都教育相談センターでは「スクールカウンセラーの役割と教育相談機関との連携」をテーマに平成14年5月15日、第1回教育相談機関代表者会議を開催しました。当日は、教育庁指導部と都教育相談センターによる講演、協議を行いました。その一部をご紹介します。



「東京都におけるスクールカウンセラーの現状と課題」

教育庁指導部 若林主任指導主事

◆ スクールカウンセラーの配置の状況

東京都では平成15年度には、都内の全公立中学校にスクールカウンセラーを配置する予定である。スクールカウンセラーには子どもの臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する臨床心理士を配置している。小学校においては、中学校配置のスクールカウンセラーの活用をお願いしている。



◆ スクールカウンセラーの配置による効果

スクールカウンセラーが不登校の子どもにかかわることにより、学校・教室へ復帰するなどの効果がみられている。また様々な子どもとのかかわりの中で、問題行動の予防を図ることも成果としてあらわれている。

◆ 今後の課題

スクールカウンセラーの配置は、学校の教育相談機能を高めることが目的である。スクールカウンセラーを核として、校内の教育相談体制を整備・充実させ、教師がカウンセリングマインドをもって子どもにかかわり、学校の教育相談機能を高めることが求められている。今後さらにスクールカウンセラーの効果的な活用を各校で検討していくことが必要である。

「スクールカウンセラーと教育相談所(室)との連携」

都教育相談センター 加室主任研究員

◆ スクールカウンセラーと教育相談所(室)の連携

都教育相談センターが昨年度実施した調査(「東京都における教育相談機関の今日的課題と東京都教育相談センターの役割」)から、区市町村の教育相談所(室)は、何らかの形でスクールカウンセラーとの連携を図っていることが明らかになった。以前は学校内で潜在化しやすかった事例が、スクールカウンセラーがかかわることにより、教育相談所(室)につながるようになってきた。

◆ スクールカウンセラーと教育相談員のちがい

スクールカウンセラーは子どもの問題への予防的、成長促進的な対応及び問題の初期段階での対応が中心であり、教育相談員は経過が長い子どもの問題への対応が中心となる。そのため、双方が役割の違いを理解して、個々の機能を生かし教育相談活動を進めていくことが必要である。

◆ 教育相談所(室)によるスクールカウンセラー間のネットワーク化

教育相談所(室)は、校内での教育相談活動が円滑に行われるために、スクールカウンセラーとの定期的な連絡会、事例検討会等を推進し、ネットワーク化を図る必要がある。

◆ 教育相談に関する研究の成果のスクールカウンセラーへの還元

教育相談所(室)は、学校で指導が難しい集団不応答を伴う子どもへの心理教育的なアプローチや、不登校やいじめなどの予防的なアプローチなどに関する研究的、開発的な取り組みを行い、その成果を学校・スクールカウンセラーに提供することが求められている。

スクールカウンセラーと教育相談所(室)の相談員との比較

	スクールカウンセラー	教育相談所(室)の教育相談員
相談場所	学校内	校外の教育相談所(室)
対象者	該当校の子ども、教員、保護者	該当地域の保護者、子ども、教員
申込者	児童・生徒からの申し込みも可	保護者からの申し込みが前提
スタッフの数	単数	複数
相談対象者との関係	日常的な関係	非日常的な関係
継続性	単発な相談	継続相談が前提
相談の機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員と子ども、教員間、教員と保護者、学校と外部専門機関等との橋渡し機能 ● 子どもの問題への予防的、成長促進的及び初期段階での対応 ● 該当校卒業後は対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や子どもへの個別の心理治療的援助が中心 ● 子どもの問題の経過が長い事例への対応 ● 該当校卒業後も相談の継続が可能

スクールカウンセラーとの連携の具体例

- 相談員の学校への訪問相談や巡回相談をスクールカウンセラーが勤務している日に設定するようにしています。相談員とスクールカウンセラーが直接顔を合わせることで、相談事例での連携等を円滑に図ることができるようになってきました。(A市)
- スクールカウンセラーと教育相談所の所員及び適応指導教室の指導員で、定期的に連絡会や研修会を行っています。それぞれの立場で学ぶことができるとともに、相互の理解と連携を図っていくことにも役立っています。(B区)
- 学年や学期のはじめに、各学校から校長、スクールカウンセラー、事務職員に集ってもらい、情報交換会等を実施しています。各学校の具体的な取り組みを把握することができるとともに、校長等に参加してもらうことによって、学校でのスクールカウンセラーの活用がより充実してきました。(C市)



※ 以上の事例は当センター所員の各区市町村立教育相談所(室)への訪問を通して、把握してきた内容です。